

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成21年条例第50号）の概要

1 趣旨

退職手当制度の一層の適正化を図り、もって公務に対する信頼の確保に資するため、退職手当支払後に、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合、退職をした者に退職手当の返納を命ずることができることとする等、退職手当について新たな支給制限および返納の制度を設ける。

2 概要

以下のとおり、支給制限・返納制度を拡充することとしている。

- ① 退職手当支払後に、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合、退職をした者に退職手当の返納を命ずることができることとする。
 ※ 退職後、退職手当支払前に在職期間中の懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合には、退職手当の支給を制限することができることとする。
- ② 在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合で、すでに当該職員が死亡しているときには、支払前であれば遺族等に対する退職手当の支給を制限し、支払後であれば遺族等に返納を命ずることができることとする。
- ③ 退職手当の支給制限に際しては、非違の性質などを考慮して退職手当の一部を支給することが可能な制度を創設する。返納についても、一部を返納させることが可能な制度を創設する。
- ④ 処分の適正性を図る観点から、懲戒免職処分を受けるべき行為があったことを認めたことによる支給制限、すべての返納命令を行う際には、徳島県職員倫理審査会に諮問することとする。

【 参 考 】

処分等時点	要件（※1）	内容（※2）	諮問義務の有無（※3）	備考
在職中	○ 懲戒免職 ○ 禁錮以上の刑による失職	全部不支給 <u>又は一部支給</u>	× ×	
退職前	○ 刑事事件に関し起訴 ○ 逮捕、犯罪あると思料 ◎ 退職前1年以内に停職 ◎ 退職後停職相当嫌疑 ○ 退職後懲戒免職相当嫌疑	支給差止め	× × × × ×	
	○ 退職後禁錮以上の刑 ● 再任用後の懲戒免職 ● 退職後懲戒免職相当認定	全部不支給 <u>又は一部支給</u>	× × ○	
後	○ 退職後禁錮以上の刑	全部返納 <u>又は一部返納</u>	○	
	● 再任用後の懲戒免職 ● 退職後懲戒免職相当認定	全部返納 <u>又は一部返納</u>	○ ○	

- （※1） ○及び◎印は、現在の退職手当条例に規定済みである。
 なお、◎印は、本県独自の制度である。（H20.10導入）
 ●印は、今回の改正部分である。
- （※2） 下線部分が、今回の改正部分である。
- （※3） 職員倫理審査会への諮問義務の有無（○：有，×：無）